

2016年度

関西大学会計専門職大学院

入学試験問題（11月募集）

[一般入試（素養重視方式）]

[外国人留学生入試]

小論文

受験上の注意事項

1. 監督者の指示があるまで、この問題用紙を開いてはいけません。
2. 試験場においては、すべて監督者の指示に従ってください。
3. 問題は 11 ページ まであります。
4. 試験時間は 90 分 です。
試験開始から終了までの間、試験教室からの途中退出はできません。
5. 机には受験票、筆記用具、時計（計時機能のみのもの）以外のものは置かないでください。
6. 時計のアラームは解除し、また、携帯電話、PHS等は必ず電源を切ってカバンにしまってください。
7. 不正行為を行った者は試験を無効とします。

小論文

問題

次の資料〔第 186 回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第 6 号 (平成 26 年 05 月 23 日 (金曜日)) 会議録 (部分)] を読んで以下の問いに答えなさい。

- (1) ティラピアの握りがマダイとして出てきた場合に何か問題があるだろうか。
- (2) 百円でマダイのすしを出すと損をするとはどういう意味ですか。また、これについてどのような考え方が示されていますか。
- (3) 景品表示法における優良誤認表示の禁止とは、どういう意味ですか。
- (4) 景品表示法と JAS 法には、どのような違いがあると述べられていますか。また、鴨南蛮とアイガモの例は、それぞれの法でどのように処理されると述べられていますか。
- (5) 中小企業における適正管理体制の義務付けについて、どのようなことに配慮しなければならないと述べられていますか。
- (6) 食品偽装問題の本質は何であると述べられていますか。
- (7) 「こういうところにエネルギーを割くよりも、本来のところに力を注いでほしい」とは、具体的にはどういうことを表していますか。
- (8) D 委員は、偽装表示を防ぐ一番実効性のある対策は何であると述べていますか。それに対して、M 国務大臣はどのように考えていますか。

資料〔第186回国会 参議院 消費者問題に関する特別委員会 第6号（平成26年05月23日（金曜日））会議録（部分）〕（固有名詞は記号化するなど一部改作しています）

○W君 みんなの党のWです。

今回初めて消費者特での質問をさせていただきます。最初ちょっと議論がかみ合わない点があるかもしれないですけども、御容赦いただければなと思います。

今日は景表法の改正ということで、私は昔、学習塾業界で働いていたことがありまして、景表法といいますと食品偽装が大きく報じられますが、非常に学習塾というのも景表法の対象になることが多くて、先日も、国立大の講師がほとんどだと言っていたところが実は三割ぐらいしかいなかったとか、あるいは重複合格といいます、出来のいい生徒にいろんな学校を受けさせるんですね。そうやって合格者を水増しさせるとか、なかなか民間はすごいことを考えるなと思いました、当時は。

そういった点からも、やっぱり適正な競争と消費者保護の観点からしっかりと議論をしていきたいなと思います。

ちょっと最初に分かりやすい例を使ってお尋ねしたいんですけども、例えば回転ずしがあります。よくあるのがマダイの代用品としてティラピアという、これ淡水魚なんですけれども、このティラピアを使って、安価な回転ずしなどへ行くと、タイの握りと称してティラピアの握りが出てくるということがありますが、この法律では、安価な回転ずしの場合、ティラピアの握りがマダイと出てきても問題はないという理解でよろしいでしょうか。

○政府参考人（S君） お答え申し上げます。

三月に公表しましたガイドラインの中で、そのような料理の名称のものについても考え方をお示ししております。

ここでは、一般的な料理の名称として確立しているものであって、かつ、その食材がその料理に現に広く使われていることが社会的に定着している場合など、一般消費者がその料理等の選択においてそれらの食材の違いに通常影響されないと認められる場合には、その料理の名称を単に表示するだけで直ちに景品表示法上問題になるものではないということでございます。

一般消費者の選択において影響を与えるかどうかということでございますので、通常の場合であれば、委員御指摘のようないわゆる料理の名称を単に表示しているだけでは直には問題になるものではないというふうに考えております。

○W君 それは有用性がないとか、明らかに百円のお寿司だからマダイのはずがないだろうということだと思います。

実は私の秘書は釣りが大変趣味でして、本当に百円の回転ずしだと全部ティラピアなのかと聞いたら、実は隠れた名店みたいところはで百円マダイのすしを出すところがあるみたいなんですね。そういった場合に、一生懸命やっているお店の人が損をするんじゃない

いかと思うんですけども、そういったことについてはどのような対策を考えられていますかね。

○政府参考人（S君） お答え申し上げます。

いわゆる料理に使われている食材を表示するかどうかというのは事業者の方々のある意味自由でございますので、そういう良い食材を使っているということは、それが事実であれば積極的にアピールをしていただくと、消費生活センターを設置している地方公共団体のうち約一割、八十二団体が民間委託をしているようでございます。

消費者庁が昨年六月に行った、消費生活相談業務を民間団体に委託している地方公共団体を対象とする実態調査によりますと、民間委託の利点として、消費生活相談の質の向上や、土日祝日開所の実現などの体制の充実、労務管理の事務負担の軽減といったことが挙げられております。

消費生活相談等の事務を委託しても支障が生じないように、本改正において、内閣府令において最低限満たすべき全国一律の制度的な基準を設けることとしておりますので、しっかり周知をしてまいりたいと思います。

ということは問題ないというか、むしろ消費者にとっても望ましいことかと思っております。

○W君 いやいや、私が申し上げたのは、一生懸命頑張っているお店の方は損をするんじゃないのかなとちょっと思ったんですけども、そういった適正な、正しいことをしている業者の立場に立ってのちょっと御答弁いただけないですかね。

○政府参考人（S君） お答え申し上げます。

そういう安い値段でいい食材を使われているという、今の例ですとマダイというのを使われているということでございますれば、多分事業者の方としては、それを積極的にアピールしてお客様を自分のお店に誘引しようとされると思います。それはまさに事実であれば、そのように積極的にしていただくことで、その事業者の方にとっても利益になるんじゃないかというふうに考えております。

○W君 例えば、じゃ、適正なお店が損をするとかしないとか、そういった判断というか、例えば、今は我々の常識としては百円でマダイのすしは出ないというのが理解だと思っておりますけど、今後、すごい努力をして結構百円でもマダイのすしが出るようになってきた場合に、やっぱりその判断基準を変えなきゃいけないと思うんですね。そういった消費者庁さんの判断基準はどのように決めるんですかね。さっき、社会的に定着をしているとか、そういったことをおっしゃったんですけど、どういった事実に基づいてそのような決定を下したんですかね。

○政府参考人（S君） 景品表示法では、いわゆる優良誤認表示というのを禁止しているわけでございますけれども、これは、ある商品でいえば、その商品の実際の内容、それと、その商品に関する広告や表示を行います、その広告や表示から受ける一般消費者の方の認識、印象が差があるかどうかということでございます。

したがって、実際どおりに表示していれば差がございませんので問題ありませんし、実際よりも実はいいように、つまり、誇大に表示をすれば問題になると。そうした実際と一般消費者が広告から受ける一般消費者の認識に差があるかどうかということで判断をしているということでございます。

○W 君 ちょっと視点を変えてみます。

さっき御答弁いただいたときに、社会的に定着をしているとおっしゃいまして、ちょっとすしネタはこれで終わりにしますが、三月二十九日に、二十八かに決定されたガイドラインで、飲食店のメニューに鴨南蛮とある場合に、カモ肉ではなくてアイガモを使っても問題ないということを出されていまして、その問題はないといった理由は、鴨南蛮にはアイガモを使うことがやはり社会的に定着しているからだということですが、このやはり社会的に定着しているという判断、どのようなお声を聞いたり、あるいは独自に調査をしているのか、その根拠となる部分をちょっと教えていただけないですかね。

○政府参考人（S 君） お答え申し上げます。

御指摘の鴨南蛮の表示につきましては、このガイドラインの原案を公表したときには、鴨南蛮、また当時、サケ弁当などがいろいろその後話題になりましたが、これは原案では特に書いていなかったものでございます。その後、パブリックコメント、またその意見交換会や直接事業者団体の方から、お話しした場合に、こういう報道もあり、御意見もあったことございまして、そういう実情などを聞いた上で、混乱が起きないように、先ほど申しました基本的な考え方というのを示しつつ、最終案で、鴨南蛮というのは、先ほど申しましたような考え方に基きまして、単にそれを名称を表示しているだけでは問題になるものではないということを示したということでございます。

○W 君 鴨南蛮は確かにアイガモでもいいと言えいいと思うんですけど、さっきパブコメや団体からの意見を聞くということですが、どうですか、感触として業界のどのぐらいのお声を反映させていると思われませんか。団体とかそういった、大体どのぐらい、ほとんどの業者の方の声を聞いているという判断しますかね。

○政府参考人（S 君） お答え申し上げます。

数量的にちょっと我々も判断しているわけではございませんが、パブリックコメントでは何百という単位の御意見もいただきまして、十二月の十九日から翌一月二十七日までの期間で相当な数の御意見もいただきましたし、また意見交換会ということで、事業者団体、また事業者の方々が集まって御意見もいただきました。また、報道もあったこともあり、様々な直接お話を聞いた団体の方もいらっしゃいますので、こういうメニュー、料理、このガイドライン、メニュー、料理のガイドラインでございましたので、そういうことにつきましては我々としては相当意見を聞かせていただいたんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○W 君 ただ、例えば百円でマダイのおすしを出すようなお店って、そういった隠れた名店とかって多分団体とかに入っていないと思うんですよ。そういった小さくてもすごい優

秀なお店のお声をどういう機会ですぐ拾うことができますかね。

○政府参考人(S君) 我々も網羅的にさすがに聞いているわけではございませんが、委員御指摘のようなお店であれば、むしろいい表示をしているところであると思っておりますので、そういう意味では、それはむしろ問題がないお店じゃないかなというふうに考えております。

○W君 じゃ、独自に例えば消費者庁で調査をするとか、そういったことは今のところ念頭には置いていないという理解でよろしいですか。

○政府参考人(S君) もちろん、ガイドラインを出しましたけれども、ガイドライン出したか出さないかにかかわらず、そういう不当な表示をしているというそういう情報が、我々、それを得ましたらその情報の内容に応じて調査をするということですが、このガイドラインのパブリックコメントの過程では、むしろ、事件の端緒というよりは、そのガイドラインの完成版を作るためのヒアリングということでお話を聞かせていただきました。

○W君 一応消費者の保護ですから、確かに適正なお店を守るというわけではないので、それも致し方ないかなと思うところもありますけれども、できれば今後なるべく幅広いところからお声をすくい上げていただければなと思っております。

そこで、アイガモの件でちょっと続くんですけども、例えば JAS 法だとカモ肉とアイガモ肉は分けなきゃいけないんですけども、今回のガイドラインで、JAS 法との整合性の観点、もちろん法律が違くと、法律の趣旨が違うから別にいいんだという多分お答えいただけたと思うんですけども、例えば消費者の方が混同されてしまったりとかそういった懸念はないのかなというのがちょっと気になりまして、そういった整合性の観点からちょっとお答えいただけないですか。

○政府参考人(S君) お答え申し上げます。

景品表示法はいわゆる不当な表示を禁止している法律でございますが、これは表示そのものを義務付けている法律ではないというものでございます。事業者の方々が積極的にお客様を誘引するために自由に行っている表示、これについて、先ほど料理の名称につきましては基本的な考え方ということで御紹介させていただきましたが、そういうものに当たるかどうか、当たる場合には、当たるかどうかということで、不当な表示になれば問題になるというものでございます。

一方、JAS 法につきましては、食品について事業者の自主性に任せては十分に情報提供はなされないというものにつきまして品質表示基準というのを定めまして、そこで消費者が食品を選択する際に最低限必要な情報を提供することを目的にしているということでございます。

鴨南蛮ということだと、加工食品ということになる、もしこれが店で売られていれば加工食品ということになるかと思いますが、小売店などで一般に販売される加工食品では、名称やその原材料名などの表示を義務付けております。名称や原材料ではその内容を

表す一般的な名称をもって記載するということになっております。

鴨南蛮の場合の JAS 法の考え方を御説明させていただきますと、この鴨南蛮というもの自体は一般的な名称でありますので、名称の表示としては問題にはならないということでございます。ただ、あわせて、JAS 法ですと、加工食品は原材料名を表示することになります。原材料名の表示としましては、カモとアイガモは別の種ということでございますので、そこでアイガモ肉を使っているのであれば、原材料名としてはアイガモ肉と表示することになるということでございます。

○W 君 確かに法律が違うのでどうしようもないといえどどうしようもないんですけれども、余り、うまく説明をして消費者の方に誤解を与えないようにしていただきたいなと思います。

それで、ちょっと今 JAS 法が出てきたので、例えば公正競争規約との関係についても伺いたいと思います。

今、事業者の自主的な取組で、業界によっては既にもう公正競争規約が決められていると思うんですが、これはもう既に消費者のお声を聞いて独自ルールを作っていると思うんですが、今回の、今後もガイドラインなどを作る際に、こういった既にある民間同士の公正競争規約などを参考にしたりとか、あるいはそれに合わせるといったことはお考えになっていますか。

○政府参考人（S 君） お答え申し上げます。

御指摘の、今回の法案ですと指針ということになるかと思いますが、事業者の講ずべき必要な措置に関する指針でございます。これは、不当な表示を防止する観点から、事業者の内部における管理体制を強化するために事業者に対しまして必要な措置を講ずることを求めるものということでございます。

御指摘いただきました公正競争規約でございますが、これは現在様々な既に商品、役務について設定されております。基本的な内容といたしましては、必要な表示事項でありますとか禁止される表示事項、それから、特定の用語を用いて表示を行う場合の要件、そうした表示等の内容に関するルールを定めたものということでございます。

したがって、事業者の方がそれぞれの業界での一種のガイドラインとしてこの公正競争規約を参照して表示を検証していく、チェックをしていく、これは違反行為の未然防止につながるものでございますので、御指摘のように、指針の作成に当たりましてはこうした事業者の取組というのは必要な措置の一つと位置付けられ得るものというふうに考えております。そうした観点も踏まえまして、関係各方面、御意見を聞きながら指針の策定を進めていきたいというふうに考えております。

○W 君 是非、より良いガイドラインを作っていただければなと思います。

さっきちょっと、小さくていいお店があるみたいな話をしたんですけど、それにちょっと関連して業者に義務付けられている適正管理体制の話をしたいなと思ってまして、今回の本法律案では事業者に対して表示等の適正管理体制の整備を義務付けております。こ

の指針は、今後、例えば事業者の規模や業種において結構多種多様なバリエーションになっていくのかなと思うんですが、そういった事業者の規模、業種、特に規模ですね、規模に応じて何かガイドラインを明細に決めていくとか、そういったことは考えられていますか。

○政府参考人（S君） お答え申し上げます。

景品表示法というのは商品、役務を消費者に提供する全ての事業者にも適用される一般法でございますので、特定の業種また特定の規模の事業者に対して特別な措置を求めるというよりは、まずは一般的に違反行為を未然に防止するための措置を求めるということになろうかというふうに考えております。

ただ、御指摘いただきました規模、いわゆる中小規模の事業者への配慮というものは必要というふうに認識しております。実際にその指針の策定を行う場合には、事業を所管する大臣とも協議をいたしますし、また事業者を始め関係各方面の御意見を聞きながら具体的内容を検討していくということになります。その中で、特に中小企業、個人事業者に対しましては過度の負担とならないように、例えば多くの場合、代表者の方がほとんどのことをやっているということも多かろうと思います。そういう場合であれば、代表者自らが表示を管理する担当者となるということでも足りるということをきちんと明示するとか、また中小企業において取り組まれております優良事例、こうしたものを指針の中に入れるということで明確にしていきたいというふうに考えております。

○W君 そうですね。なかなかちょっと二律背反的なところもあるので難しいなというふうに思います。

— 中 略 —

○D君 Dでございます。

今回の景品表示法改正案提出の直接のきっかけになったのが食材偽装問題でございます。ただ、いろいろ議論ありましたけれど、その本質というのは、法律の知識が不足していたとか、うっかりやっちゃったとか、そういうことではなくって、人をだますつもりで分かってやっていたということが、確信犯的にやってきたというのが事実の経過でありますので、私は、あれこれいじくり回して、ましてやあの鴨南蛮の定義がどうのこうのとかなんな話ではないんじゃないかと、事を逆に複雑化しているんじゃないかと思うんですよね。

実際問題、H ホテルズの食品偽装問題ですけど、あれはビーフステーキに牛脂を注入したとか、冷凍魚なのに鮮魚といったとかですね。最初、担当者が知識が不足していましたと、偽装ではなく表示の誤りでしたと、最初そんなことを言ったら、うそつけということになって再調査したら、偽装の表示と認識してやっていたということが分かって、厳しい処分になって、社長も責任を取ったわけですね。分かってやったわけですね。

その前に、二〇〇八年にH 東京が山形牛を前沢牛とっていたとか、北海道産ボタンエ

ビをカナダ産だったのに、ボタンエビといていたとか、二〇一三年六月には東京 D 内のホテルでブラックタイガーのことをクルマエビといたとかですね。これ、みんな一流レストランのシェフがやってきたことですよね。つまり、こんなものうっかりやるわけなくて、分かっているやってきたことばかりだと思うんですよね。したがって、大事なことは、うっかり、理解不足を正してもらわなければならない、こういう、要するに人をだますなど、お客さんをだますなどということに踏み込んだ対策をやらないといけないんじゃないかなと思うんですけれど。

それで、今、W 先生も取り上げられましたけど、三月二十八日に発表された Q アンド A というのがありますけれど、これやっぱり変なんですよ。事業者の景品表示法の理解不足を前提に、事業者が間違わないように手取り足取り解説をしてあげると。私は今まで、消費者庁の Q アンド A というのは、法律をかみ砕いて、かなりいい出来の Q アンド A が多かったと、よくできたものが多いなと思ったんですけれど、今回の Q アンド A、ちょっと変なんですよ。

例えばクエスチョンファイブ、五問目ですけども、質問が、うちのメニューにオーストラリア産牛肉を国産牛と表示していますけれど、問題となりますかと。答え、問題となりますと。これ、当たり前じゃないかと、人に聞くような話かと思うんですよね。こんなのばかり続いているわけですよ。

クエスチョン九なんかは、うちはアメリカンロブスターをイセエビと表示しています、問題ですかと。答え、問題ですと。こんな Q アンド A って何なんですか、これ。こんなの要らないんじゃないかと思うんですよね。こんなことばかりがずっと書いてあって、中国産のクリをフランス産と言って駄目ですかと、駄目に決まっているよね。

先ほど W さん言われましたけれど、一番笑っちゃうのが鴨南蛮ですよ、鴨南蛮ですよ、これ。おそば屋さんが、うちは鴨南蛮にアイガモを使っていますが、問題ですかと。問題ありませんと。当たり前なんですよ、こんなの。マガモを使った鴨南蛮なんて食べたことありませんよ。

だから、何でこんなことを、こんなことをやったら、そのうち、たぬきうどんにタヌキが入っていないのはなぜかと、そんな解説までこの延長だとやるようになってしまいますよ、本当に。ばかばかしいね。本当にそう思うんですね。

こんな Q アンド A を作れば作るほど、書いていなかったからやっちゃったみたいなの、いざというとき、裁判とかになったら悪用される可能性もありますし、こういうことじゃなくて、しかも、これよく三十五まで作ったなと思いますけれど、S さんね、もうやめたらどうですか、これ。もっと違う指導をしなきゃいけないと思うんですよね。本質はこういうところじゃないと思うんですよね。ちょっとどうですか、この問題。

○政府参考人 (S 君) お答え申し上げます。

このガイドラインは、前半の部分で景品表示法の基本的な考え方を書かせていただいております。第二ということで説明するとともに、第三で不当な表示の禁止に関する基本的

な考え方、特に義務表示と不当な表示の違いということを説明し、特に Q の一で基本的な考え方について整理させていただいております。研修などで、研修と申しますか説明会などでも、実は Q の一までを皆さんしっかりまず読んでくださいということを申し上げております。

委員御指摘のように、基本的な考え方ということをまずきちんと説明していきたいというふうに考えております。

○D 君 こういうところにエネルギーを割くよりも、本来のところに力を注いでほしいんですね、人手も足りないんですから。

やっぱりちょっと方向がこういうふうになると、本来起きた事件との関係でいくと違うかなと思っております。事の本質はお客さんをだますなということに尽きるわけですね。

今回の改正案の、もちろん事業者のコンプライアンス体制とか、事業者に法律を徹底する、啓発するというのは何も必要性は否定しませんけれど、問題の核心は、これからも起きるかも分からない、今も起きているかも分からない、この黙っていれば誰にも分からない世界ですね、やっちゃえと、だからという、そういう確信的な偽装表示をどう防ぐかというふうに考えますと、今までいろんな事件がありまして、私もいろいろ取り上げてきましたけれど、やっぱりこの問題も内部告発を保障していくということと立入検査を強化するということが、リアリティーでいきますと、具体的に一番実効性のある対策ではないかと思っておりますけれど、何も今回のことを全部否定しているわけではありませんが、そういうことは非常に核心的に重要なことではないかと思うんですけれども、まずちょっと大臣の御認識を伺いたいと思います。

○国務大臣（M 君） 委員御指摘のとおりであろうかというふうに思います。

まず、このメニュー偽装問題、今般起きたメニュー偽装問題というのは、大手の有名ホテル又は有名デパートなどで起きていまして、そのとき、私、業界の長、有名ホテルの皆さんと有名デパートの皆さんを呼んで言ったことは、ホテルマンとしての、またデパート、有名デパート経営者としてのプライドはないんですかというふうに申し上げました。お客様に、食品また製品、商品を出すときにうそをついてはいけませんということ、うそをついて優良に見せて高く売ることが行われていたわけですが、やはりその根本的なところの遵法意識の徹底というものが大事であろうかと思っております。その方策として今般の法案も出しております。

さらに、今委員の方からおっしゃいました内部通報制度の充実も対策の一つとして重要であるというふうに認識をしております。これまでも公益通報に係る実態の把握に努めてまいりましたが、さらに今年度実施する公益通報者保護制度に関する意見聴取の場において、有識者や関係者の方々からも幅広く話を聞くなどして検証、分析等を行い、課題を詳細に把握して、課題解決の方策について検討してまいりたいというふうに思っております。

もう一つ、立入検査についての御質問がございましたけれども、本法案では、必要な場

合に、所管する事業について日頃から監視、監督等を行い、当該事業に関する知見を有する事業所管大臣等に権限を委任することができることとなります。これにより、迅速かつ的確に不当表示の端緒情報を認知し調査することが可能となると考えております。また、都道府県知事の権限として、指示に加えて、措置命令の権限とともに合理的根拠提出要求の権限も付与することができることとなります。

このように、今回の体制は国及び都道府県の不当表示に対する監視指導体制を強化するものでありますので、不当表示等に対してより一層有効に対処できることになると考えております。今後とも、引き続き積極的に景品表示法違反に関する情報を入手して、立入検査の実施も含め必要な調査を行い、事実関係を的確に把握して厳正に対処してまいりたいと思っております。

○D 君 ちょっと具体的に、内部告発の話はなぜそういうふうになるかといいますと、H ホテルズの偽装問題ですけど、自分たちで一応記者会見して公表したんですよね。この背景に何があったかなんですけども、その前に一連のホテルの偽装が、その半年ぐらい前ですかね、いろいろあって報道されたというのがあって、H ホテルズも調べて公表したのかも分かりませんが。

いずれにせよ、一番最初は何から始まるかという、どこかのレストラン、どこかのホテルのレストランとか料理店ですね。そこの中の、これは中の人しか最初分かりませんから、内部告発といいますか、あるいは中での議論といいますか異論がある、従業員がこのままでいいんですかとかいう、それで言うこと聞かなければ外に通報するということも含めて、まず内部での何らかの異論なり告発があって、それで立入りが入るとか、あるいはもう隠せなくなって自ら公表するとかいうことで最初は始まって、どこかのお店がそういうことをやると、実はそういう同じことをやっていたお店は、うちにもそういうことがあるのを自覚していますから、これほっておくと、後でもしも追及されてばれると、隠して後で発覚すると、この間の問題できっと致命傷になりかねないと。もうそのお店の存続に関わるような痛手を被るので早めに自ら公表しちゃおうということで、一つが公表するとばたばたと自分たちで公表するというのがこの間のこういうパターンなんですよ。

したがって、最初はやっぱり内部告発の、その出し方はいろいろありますが、内部告発からでありますので、やっぱりこういう問題をこれからなくすには、その内部告発をきっちり保障していくという点でいきますと公益通報制度、前回は A 書店のときに取り上げましたが、改善していただくことが重要かというふうに思います。

今回、もう一つの立入検査ですけど、この食品偽装でいきますと、立入調査についていえば今回の法改正で強化される、各省庁にも権限を持ってもらおうと、景品表示法のですね。その場合、レストランなどの食品偽装表示の立入検査というのは農水省がやると、今後やる方向だという理解でよろしいのでしょうか。農水省に。

○政府参考人（F 君） お答えいたします。

景表法改正案で第十二条での政令で定めるところによりまして、消費者庁長官から調査

権限が事業所管大臣に委任されるということでございますので、改正法の下で、消費者庁長官から外食産業、外食事業を含む食品に関する事業を所管する農林水産大臣に対しまして調査権限が委任された場合には、これに基づきまして、農林水産省としてレストラン等の食材偽装を含め対応することになると考えております。

○D 君 私は本当に農水省にやってもらいたいと思うんです。

資料をお配りいたしましたけれど、今農水省のところは大変体制も、もちろんこれから体制をちょっと充実しないと大変だと思うんですけど、食品Gメンの体制があって、かなり巡回調査、立入りも含めて頑張っておられますので、このところで、景表法も含めて、外食のところも含めて、巡回とそして立入りやっただけであれば、それが大変プレッシャーに、偽装をやっちゃいけないと、いつ立入りされるか分からないというプレッシャーになりますので大変重要だと思っておりますので、具体的にそういう権限が農水省に移行ということが確定したら是非頑張ってもらいたいと思います。

もう一つは、この三枚目の資料に載っておきますけど、農水省は今、食品表示一一〇番というのをやっています。これも大変頑張っている数字が出ておりますけれども、個々に寄せられた情報は今現在どういうふうに対応されていますか。

○政府参考人（F 君） 食品表示一一〇番でございますけれども、これは食品表示の適正化を図る観点から、国民の皆様から食品の偽装表示に関する情報の御提供、あるいは食品表示に関する問合せを受けるためのホットラインとして地方農政局等に設置しておるものでございまして、ここにもございますように、資料にもございますように年間約二万件の情報を受けております。

このうち、JAS 法違反となる可能性のある食品の偽装表示、あるいは不審な表示に関する情報を受け付けた場合には、地方農政局等に配置しております食品表示 G メンが速やかに事業者に対しまして立入検査を実施するなど適切に対応しております。また、この受け付けた情報のうち、景表法等他法令に抵触するおそれがあるものにつきましては、速やかに当該法令を所管する関係機関に回付をするなどの対応を取っておりますのでございます。